軽費老人ホーム
運営基準等について

令　和　２　年　度

和歌山県 介護サービス指導室

目　次

１．軽費老人ホームとは　……　Ｐ１

２．人員に関する基準　……　Ｐ２

３．設備に関する基準　……　Ｐ５

４．運営に関する基準
●運営規程について　……　Ｐ７
●非常災害対策について　……　Ｐ７
●記録の整備について　……　Ｐ１０
●入所申込者等に対する説明等について　……　Ｐ１１
●対象者について　……　Ｐ１２
●入退所について　……　Ｐ１３
●サービスの提供の記録について　……　Ｐ１４
●利用料の受領について　……　Ｐ１４
●サービス提供の方針について　……　Ｐ１５
●食事について　……　Ｐ１７
●生活相談等について　……　Ｐ１８
●居宅サービス等の利用について　……　Ｐ１９
●健康の保持について　……　Ｐ１９
●施設長の責務について　……　Ｐ２０
●生活相談員の責務について　……　Ｐ２０
●勤務体制の確保等について　……　Ｐ２０
●定員の遵守について　……　Ｐ２１
●衛生管理等について　……　Ｐ２１
●協力医療機関等について　……　Ｐ２３
●掲示について　……　Ｐ２３
●秘密保持等について　……　Ｐ２３
●広告について　……　Ｐ２４
●苦情への対応について　……　Ｐ２４
●地域との連携等について　……　Ｐ２４
●事故発生の防止及び発生時の対応について　……　Ｐ２５
●利用者預り金・遺留金品について　……　Ｐ２７
●職員の会議について　……　Ｐ２７
●職員の研修について　……　Ｐ２８
●職員の健康管理について　……　Ｐ２８

５．根拠法令等　……　Ｐ３０

１．軽費老人ホームとは

老人福祉法第２０条の６において、「軽費老人ホームは、**無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的**とする施設（第２０条の２の２から前条までに定める施設を除く。）とする。」と規定されている。

（老人福祉法）

第２０条の２の２から第２０条の５に定める施設
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

●　**基本方針**（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第２条　軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、**身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者**であって、**家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する**ことにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。
２　軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。
３　軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

●　**和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例**

（趣旨）
第１条　この条例は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第６５条第１項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
（定義）
第２条　この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。
（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）
第３条　第１条の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第６条までに定めるもののほか、法第６５条第２項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。
２　前項の場合において、その例によることとされる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号）第９条第２項中「その完結の日から２年間」とあるのは、**「当該サービスを提供した日から５年間」**とする。

（人権擁護）
第４条　軽費老人ホームは、入所者の人権を擁護するため、**人権擁護推進員**を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
（非常災害対策）
第５条　軽費老人ホームは、非常災害対策を推進するため、**災害対策推進員**を置かなければならない。
（衛生管理）
第６条　軽費老人ホームは、サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、**衛生管理推進員**を置かなければならない。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附　則
この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

２．人員に関する基準

- 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。（基準第６条）

- 各職種の基準にある入所者及び一般入所者の数は、**前年度の平均値を用いて、算出すること**。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。（基準第１１条第２項）

- 各職種の基準にある**「常勤換算方法」**とは、当該職員それぞれの勤務延時間の総数を当該施設において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の因数に換算する方法をいう。（基準第１１条第３項）

- 夜間及び深夜の時間帯を通じて**１以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務**（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りではない。（基準第１１条第１３項）

- **職員の配置基準**（基準第１１条）

施設長	・**常勤、専従で１人** ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ＜資格要件＞ **社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者**若しくは**社会福祉事業に２年以上従事した者**又は**これらと同等以上の能力を有すると認められる者**。
生活相談員	・**入所者の数が１２０又はその端数を増すごとに１以上。** ・**１人以上は常勤。** ＜資格要件＞ **社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者**又は**これと同等以上の能力を有すると認められる者**。 ・指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち１人を置かないことができる（※1）。
介護職員	・**１人以上は常勤。** ・一般入所者の数が３０以下の施設 **常勤換算方法で１人以上** ・一般入所者の数が３１以上８０以下の施設 **常勤換算方法で２人以上** ・入所者の数が８１以上 **常勤換算方法で２人＋適当数** ・入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち１人を置かないことができる。（※2） ＜一般入所者とは＞ 入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう
栄養士	・**１以上（１人は常勤）** ・ただし、入所定員が４０人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては栄養士を置かないことができる。

事務員	・**１以上（１人は常勤）** ・入所定員が６０人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。
調理員 その他の職員	・当該施設の実情に応じた適当数。 ・ただし、入所定員が４０人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）であって、調理業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

※１、２）記載の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか１人を置かなければならない。

● **用語の定義**（基準解釈第３－１（３））

① **「常勤換算方法」**

当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

② **「勤務延時間数」**

勤務表上、当該養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

③ **「常勤」**

当該軽費老人ホームにおける勤務時間が、当該軽費老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児・介護休業法」という。）第２３条第１項に規定する所定労働時間の短措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とする。

また、当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、軽費老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、軽費老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

④ **「前年度の平均値」**

イ　基準第１２条第３項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。

ロ　新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分に関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、居室の利用人員数の合計の９０％を入所者数とし、新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における入所者延数を６月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における入所者延数を１年間の日数で除して得た数とする。

ハ　減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

３．設備に関する基準

● **構造設備等一般原則**（基準第３条）

・軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

・軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

● **設備の専用**（基準第４条）

養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

● **設備の基準**（基準第１０条）

・**軽費老人ホームの建物**（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）**は、耐火建築物**（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は**準耐火建築物**（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）**でなければならない。**

・前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にっては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

① **スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等**により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

② **非常警報設備の設置等**による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、

円滑な消火活動が可能なものであること。

③ **避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等**により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

居室	・**１の居室の定員は、１人とする。**ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、２人とすることができる。 ・入所者１人当たりの床面積：**２１．６㎡以上**（洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を除いた有効面積は１４．８５㎡以上） ・ただし、１の居室へ２人入所する場合にあっては、３１．９㎡以上とする。 ・地階に設けてはならない ・洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。 ・緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
談話室 娯楽室又は 集会室	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
共同生活室	・ユニット携帯の場合に設置すること。 ・同一区画内の入所者が交流し、共同で日常の生活を営むための場所としてふさわしい形状であること。 ・必要な設備及び備品を備えること。
食堂	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
浴室	・老人が入浴するのに適したものであること。 ・必要に応じて、介護を必要とする人が入浴できるようにするための設備を設けること。
洗面所	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
便所	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
調理室	・**火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。**
面談室	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
洗濯室 又は洗濯場	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
消化設備	・スプリンクラー、難燃性内装材、調理室等の防火区画等
避難設備 避難空地	
宿直室	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
事務室	その機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。
廊下幅	車椅子移動可能なスペース
その他設備	非常通報装置、施設内一斉放送設備
階段	・階段の傾斜は緩やかにすること

４．運営に関する基準

● **運営規程について**（基準第７条）

運営規程を整備していること。規程の内容は、次の項目について定めていること。

＜運営規程の内容＞

① 施設の目的及び運営の方針
② 職員の職種、数及び職務の内容
③ 入所定員
④ 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
⑤ 施設の利用に当たっての留意事項
⑥ 非常災害対策
⑦ その他施設の運営に関する重要事項

（基準解釈第１－６）

基準第７条は、軽費老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、①から⑦までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

（１）入所者に提供するサービスの内容及び費用の額

・ 入所者に提供するサービスの内容については、**日常生活を送る上での１日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。**
・ **費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。**

（２）施設の利用にあたっての留意事項

・ 入所者が軽費老人ホームを利用する際に、入所者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。

（３）非常災害対策

・ 非常災害対策に関する規程とは、基準第８条第１項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。

（４）その他施設の運営に関する重要事項

・ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、**緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。**

● **非常災害対策について**（基準第8条）

① 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、**非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。**

② 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、**定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。**

○　**非常災害対策**

（基準解釈第1－7　基準条例第5条　条例実施要綱第17、消防法第8条　消防令第1条、第3条、第4条　消防規則第3条、H19福第379号　S55社施第5号　特別措置法第7条　S62社施第107号　水防法第15条　土砂防止法第8条　地域法第71条　）

①　**資格を有する防火管理者が選任され、所轄消防署に届出されていること。**

②　**災害対策推進員を任命していること。**

※施設の職員のうちから施設長等が任命する。他の職務と兼任することができる。

③　**非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震対策、津波避難等計画）　が定められていること。**

※洪水、土砂災害、津波災害が想定される地域にあっては、それらに対する情報連絡、避難体制等を含む内容であること。

④　非常災害に関する具体的計画（消防計画等）が職員に周知されていること。

※各職員の非常災害対策編成表、避難場所、避難誘導経路及び消防用設備配置場所を事務室、詰め所、宿直室、廊下等の見やすい場所に掲示していること。

⑤　非常時の際の関係機関への連絡及び地域協力体制が確保されていること。

※市町村、消防機関、近隣施設、病院等相互間の連携や地域住民等との連携協力体制が確保されていること。

⑥　**避難及び消火訓練を年２回以上実施しているとともに、いずれの訓練の実施も事前に消防機関へ通報していること。**

⑦　入所施設として、**夜間の防災体制を確保するとともに、夜間又は夜間を想定した訓練を実施していること。**

⑧　**避難訓練等の内容について、記録を整備していること。**

【よくある指導内容】
・夜間を想定した消防訓練が行われていなかったため、消防訓練については、消火訓練、避難訓練を年２回以上実施し、このうち避難訓練については、年１回夜間又は夜間を想定した訓練とすること。

○　**消防用設備**（消防規則第３１条　Ｈ６２社施第１０７号）

①　**法令等に定める消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備等）を設置していること。**

※各設備（スプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置等）に故障等の不備がないこと。

②　消防設備の法定点検が実施されていること。

※**消防用設備等自主点検結果記録簿、消防機関に対する年１回の点検結果報告記録**

＜点検期間＞

- 外観点検（破損、変形の有無等）　６ヵ月毎
- 機能点検（作動、性能試験）　６ヵ月毎
- 総合点検（総合的な機能確認）　１年毎

③　**火災発生の未然防止の措置が適切であること。**

- 壁、天井等の内装やカーテン、じゅうたん等については、防炎化、難燃化対応となっていること。
- 布団、毛布、シーツ等の寝具類は防炎性能を有するものを積極的に使用していること。（努力義務）

- やむを得ずストーブを使用する場合、強制対流型のストーブ又はこれと同等以上の安全性を有する器具を使用していること。（努力義務）
- 各部署に火気取締責任者を定めていること。
- 喫煙については、指定した場所での喫煙としていること。
- 夜間においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室について施錠していること。
- 夜間に勤務する者は、夜間の巡回を行っていること。
- 事務室、介護職員室、宿直室等必要な場所に非常通報装置を設置していること。
- 寝たきり等最も重度な者のための居室は、極力１階又は避難の容易な場所としていること。
- 救助された者を一時的に収容するなどのため、近隣施設・病院等、地域住民ボランティア組織等と連携を密にするなど、協力体制が整備されていること（努力義務）

④　消防署の立入検査結果通知書が保管され、それによる改善指示事項に対する処置及びその改善報告が適切に行われていること。

○　**地震・津波対策の実施**（災害対策マニュアル　Ｈ２２長第６７２号）

①　立地条件を確認し、危険があれば市町村防災担当部局や消防署と協議する。
耐震診断を受け（昭和５６年５月３１日以前の建築物）、対策を講じる。

②　**地震に対する室内対策が十分であること。**

- 家具類やテレビ・冷蔵庫などの電器製品、点滴台など備品の転倒・移動防止を図っている。（Ｌ字金具等の使用や床、壁への固定など）
- 家具類の天板上に物を置いていない。
- 家具類の棚などから収納物がはみ出したり、重心が高くなっていない。
- 収納物が飛び出さないよう、引き出し・扉の開き防止対策をしている。
（引き違い扉やセーフティロック付きの物を採用するなど）
- ベッドなどのキャスター付き備品類、車椅子、配膳車、処置車、汚物処理車などは固定ないしストッパーにより停止している。
- ガラスに飛散防止フィルムを貼っている。
- ガラス類の前に倒れやすいものを置いていない。
- 照明器具、空調設備、壁掛け時計・温度計、額縁・パネル、掲示板等が落下しないようにしている。
- 非常口や避難経路に倒れやすいものや地震時に障害となるものがない。
- 備蓄食料、衛生材料（紙おむつなど）や非常用情報通信機器などは地震や津波の被害を受けにくい場所に保管している。

③　屋根瓦や門、塀、自動販売機などの危険除去に努め、不要なものは撤去する。
特に津波が予想される施設にあっては、自動車などの施設内流入にも対処する。

【よくある指導内容】
・備蓄食料がなかった。災害はいつ発生するか予測がつかないため、早急に３日分以上の備蓄食料を備蓄すること。
（県「高齢者福祉施設における災害対応マニュアルの手引き」参照）
・居室内の家具類等の転倒防止対策た収納物の飛び出し防止対策を行うこと。

● **記録の整備について**（基準第９条　基準条例第３条第２項）

① 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

② 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、**当該サービスを提供した日から５年間保存**しなければならない。

- 入所者に提供するサービスに関する計画
- 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（基準解釈第１－８）

基準第９条は、**軽費老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者に提供するサービスの状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該軽費老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。**

（１）**運営に関する記録**

- 事業日誌
- 沿革に関する記録
- 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
- 重要な会議に関する記録
- 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- 関係官署に対する報告書等の文書綴

（２）**入所者に関する記録**

- 入所者名簿
- 入所者台帳（入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項その他必要な事項を記録したもの
- 入所者に提供するサービスに関する計画
- サービスの提供に関する記録
- 献立その他食事に関する記録
- 入所者の健康管理に関する記録
- 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- 入所者へのサービスの提供により事故が発生した場合の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（３）**会計経理に関する記録**

- 収支予算及び収支決算に関する書類
- 金銭の出納に関する記録
- 債権債務に関する記録

- 物品受払に関する記
- 収入支出に関する記録
- 資産に関する記録
- 証拠書類綴

● **入所申込者等に対する説明等について**（基準第12条）

① 軽費老人ホームは、**サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。**

② 軽費老人ホームは、前項の契約において、**入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。**

③ 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第６項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

  イ　軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

  ロ　軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法

④ 前項に掲げる方法は、**入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。**

⑤ 第３項第１号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

⑥ 軽費老人ホームは、第３項の規定により第１項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 第３項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- ファイルへの記録の方式

⑦ 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文

書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第１項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（基準解釈第４－１）

① 内容及び手続の説明及び同意

（１）基準第１２条第１項は、軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、**あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該軽費老人ホームの運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために 必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければ ならないこととしたものである。**

なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双 方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

（２）同条第２項は、契約書に定める軽費老人ホーム設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入所者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。

また、入所者、軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条項を契約書上定めておくことを規定したものである。

【よくある指導内容】

・重要事項説明書に事故発生時の対応及び苦情処理の体制の項目が記載されていなかったので、追加すること。

● **対象者について**（基準第１３条）

① 軽費老人ホームの入所者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

・ 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。

・ ６０歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（基準解釈第４－２）

（１）利用者は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため**独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。**

（２）基準第１３条第２項に規定される「三親等内の親族」とは、三親等内の血族及び三親等内の姻族を指すものであること。

● **入退所について**（基準第14条）

① 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、**その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。**

② 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて**日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。**

③ 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成９年法律１２３号）第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第２６項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（基準解釈第５－１）

（１）基準第１４条第１項は、軽費老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに安心して生き生きと明るく生活を送るためにどのような支援が必要であるかについて判断するため、**その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、当該施設において提供することができるサービスにより生活を継続することが可能な状態かどうかを明らかにすることが重要であるとしたものである。**

（２）「入所中に提供することができるサービスの内容等」は、当該施設において提供されるサービス（特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護も含む。以下同じ。）の指定を受けている場合にはこれを含む。）の他、当該施設に入所しながら受けることができる訪問介護等の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス等の各種サービスを含むものである。同条第２項は、入所者が入所しながら受けることができる各種サービスを総合的に判断したうえで、日常生活を営むことが困難であると認められる状態となった場合には、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、施設において提供できるサービスとその者の状態に関する説明を行うとともに、その者の状態に適合するサービスにつなげるための情報提供等の必要な援助に努めることを規定したものである。

なお、この話し合いにあたっては、**その者及びその家族の希望を十分に勘案しなければならず、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意すること。**

（３）同条第３項は、退所することとなった入所者の退所を円滑に行うとともに、退所先においてその者の心身の状況等に応じた適切なサービスを受けることができるよう、**主として生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう 努めるべきことを規定したものである。**

● **サービスの提供の記録について**（基準第１５条　基準条例第３条第２項）

軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（基準解釈第５－２　基準条例第３条２項）

（１）基準第１５条は、**サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。**
なお、当該記録は**５年間保存**しなければならない。

● **利用料の受領について**（基準第１６条）

① 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- **サービスの提供に要する費用**（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）
- **生活費**（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- **居住に要する費用**（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
- **居室に係る光熱水費**
- **入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用**
- 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

② 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、**当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。**

③ 第１項第２号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。

（基準解釈第５－３）

（１）入所者１人１ヶ月当たりの基本利用料は、基準第１６条第１項第１号に定める「サービスの提供に要する費用」、同項第２号に定める「生活費」及び同項第３号に定める「居住に要する費用」の合算額以下とする。

（２）同条第１項第１号に定める**「サービスの提供に要する費用」**
- 「サービスの提供に要する費用」は、旧通知の**「事務費」**をいうものであること。
- 当該費用については、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とすること。
なお、設定にあたっては、地域の実情その他の事情を総合的に勘案するよう努めること。

（３）同条第１項第２号に定める**「生活費」**
- **生活費とは、「食材料費及び共用部分に係る光熱水費」**のほか、共用部分に係る維持管理に要する費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用をいうものである。
- 同条第３項の規定により算定される額を上限とすること。

（４）同条第１項第３号に定める**「居住に要する費用」**
- 「居住に要する費用」は、旧通知の**「管理費」**をいうものであること。
- 「居住に要する費用」の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。
- **「居住に要する費用」は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。**

（５）同条第１項第５号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに 伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時に おける深夜介護に要する費用（特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。）及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣 味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものであること。
- 「共益費」などのあいまいな名目の費用
- 同条第１項第１号から第４号に該当する費用
- 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用（退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、同条第１項第１号から第３号に係る費用を合算した徴収額の３ヶ月分（概ね３０万円を超えない部分に限る。）の範囲で徴収する費用を除く。）

（６）（５）に定める保証金は、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。
なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成１０年３月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

（７）同条第２項は、軽費老人ホームは、同条第１項の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、**その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、 入所者の同意を得なければならないこととしたものである。**

● **サービス提供の方針について**（基準第１７条）

① 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、**生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。**

② 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、**懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。**

③ 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、**当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。**

＜身体的拘束等禁止の対象となる具体的行為例＞
- 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 転落しないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないよ

うに、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意志で開けることができない居室等に隔離する。

④ 軽費老人ホームは、**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**

⑤ 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催する**とともに、その結果について、**介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**
- **身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**
- 介護職員その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**

（基準解釈第５－４　基準条例第３条第２項）

（１）基準第１７条は、軽費老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援を行い、 明るく生きがいのある生活を提供するための施設であることを十分に踏まえ、サービスの提供に当たらなければならないことを規定したものである。

（２）同条第３項及び第４項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に**身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。**

なお、当該記録は**５年間保存**しなければならない。

（３）同条第５項第１号の**「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」**（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。

① **身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。**
② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
③ 身体的拘束適正化検討委員会において、**②により報告された事例を集計し、分析すること。**
④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、**結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。**
⑤ 報告された事例及び分析**結果を従業者に周知徹底すること。**
⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

（４）同条第５項第２号の**「身体的拘束等の適正化のための指針」**には、次のような項目を盛り込むこととする。

① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（５）同条第５項第３号の介護援員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、**身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。**

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。**

また、**研修の実施内容についても記録することが必要である。**研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

【よくある指摘事項】
・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていないので、直ちに整備すること。

● **食事について**（基準第１８条）

① 軽費老人ホームは、**栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。**

（基準解釈第５－５）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

（１）食事の提供について

入所者の心身の状況、嗜好に応じて、適切な栄養量、内容及び時間に提供すること。

また、一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行わなければならないこと。

（２）調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、**病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けること。**

（３）食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は、軽費老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

（４）居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

（５）栄養食事相談について

入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行う必要があること。

● **生活相談等について**（基準第19条）

① 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

② 軽費老人ホームは、**要介護認定**（介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定をいう。）**の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。**

③ 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、**入所者とその家族との交流等の機会を確保する**よう努めなければならない。

④ 軽費老人ホームは、**入所者の外出の機会を確保する**よう努めなければならない。

⑤ 軽費老人ホームは、**２日に１回以上の頻度で入浴の機会を提供する**等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

⑥ 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、**適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。**

（基準解釈第５－６）

（１）基準第１９条第１項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。

なお、相談に当たっては、運営規程に従うべきことは勿論であるが、さらに**入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的なサービスの提供に関する方針を定めることが適当であること**。

（２）同条第２項は、軽費老人ホームは**、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。**特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。

（３）同条第３項は、軽費老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の**会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。**

また、入所者と家族 の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。

（４）同条第４項は、軽費老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、**入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。**

【よくある指摘事項】

・入所者の入浴について、概ね１週間に２回程度の頻度となっていたため、２日に１回以上の頻度で入浴の機会を提供するよう努めること。

● **居宅サービス等の利用について**（基準第２０条）

軽費老人ホームは、入所者が**要介護状態等**（介護保険法第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）**となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第２３条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。**

（基準解釈第５－７）

軽費老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要と する介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、**入所者に対し、近隣の居宅介護支 援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。**

● **健康の保持について**（基準第２１条）

① 軽費老人ホームは、入所者について、**定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。**

② 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（基準解釈第５－８）

（１）**軽費老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。**

（２）**定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。**

● **施設長の責務について**（基準第２２条）

① 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
② 軽費老人ホームの施設長は、職員に第７条から第９条まで、第１２条から第２１条まで及び第２３条から第３３条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

● **生活相談員の責務について**（基準第２３条）

① 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第８条第２４項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第８条の２第１６項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- **苦情の内容等の記録を行うこと。**
- **事故の状況及び事故に際して採った処置**についての同条第３項の記録を行うこと。

② 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

（基準解釈第５－９）
（１）基準第２３条は、軽費老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。
生活相談員は、入所者に提供するサービスに関する計画に則った支援が行われるよう、 必要に応じ、当該軽費老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の 保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で、第１号から第３号までに掲げる業務を行うものである。
（２）同条第２項の「生活相談員が置かれていない軽費老人ホーム」とは、基準第１１条第６項の規定を適用した場合を指すものである。

● **勤務体制の確保等について**（基準第２４条）

① 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
② 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、**入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。**
③ 軽費老人ホームは、職員に対し、**その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。**

（基準解釈第５－１０）
基準第２４条は、入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
（１）同条第１項は、軽費老人ホームごとに、**原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。**
（２）同条第２項は、職員の勤務態勢を定めるにあたっては、第１７条第１項のサービスの提供の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立ったサービスの提供を行わなければならないこととしたものである。
（３）同条第３項は、当該軽費老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の**研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。**

● **定員の遵守について**（基準第25条）

軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

● **衛生管理等について**（基準第26条）

① 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、**衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。**
② 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 当該軽費老人ホームにおける**感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。**
- 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 当該軽費老人ホームにおいて、**介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。**
- 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生がわれる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（基準解釈第１－１１）
（１）基準第２６条第１項は、軽費老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
- 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）等関係法規に準じて行われなければならない。
  なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。
- 水道法（昭和３２年法律第１７７号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
- **常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年１回以上大掃除を行うこと。**
- 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- 特に**インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策**等に

ついては、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

・ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

（２）同条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。

① **感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**

基準第２６条第２項第１号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感 染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、 **おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。**

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第３３条第１項第３号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

② **感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針**

当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・ 分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の 対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。

また、 **発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。**

なお、**それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参照されたい。**

③ **感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修**

介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、**当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。**

また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対して

も、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、**研修の実施内容についても記録することが必要である。**

研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

④ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

● **協力医療機関等について**（基準第27条）

① 軽費老人ホームは、**入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。**

② 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（基準解釈第５－１２）

（１）軽費老人ホームは、**入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。**

（２）基準第２７条第１項の協力医療機関及び第２項の協力歯科医療機関は、軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。

● **掲示について**（基準第２８条）

軽費老人ホームは、**当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。**

● **秘密保持等について**（基準第２９条）

① 軽費老人ホームの職員は、**正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。**

② 軽費老人ホームは、職員であった者が、**正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。**

（基準解釈第５－１３）

（１）基準第２９条第１項は、軽費老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

（２） 同条第２項は、軽費老人ホームに対して、過去に当該軽費老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、**軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。**

● **広告について**（基準第３０条）

軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

● **苦情への対応について**（基準第３１条）

① 軽費老人ホームは、その**提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。**

② 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該**苦情の内容等を記録しなければならない。**

③ 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

④ 軽費老人ホームは、都道府県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県に報告しなければならない。

⑤ 軽費老人ホームは、法第８３条に規定する運営適正化委員会が行う法第８５条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（基準解釈第５－１４　基準条例第３条第２項）

（１）基準第３１条第１項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、**相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。**

（２）同条第２項は、苦情に対し軽費老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該**苦情**（軽費老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。）**の受付日、 内容等を記録することを義務づけたものである。**

また、軽費老人ホームは、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、**苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。**

なお、苦情の内容等の記録は、**５年間保存**しなければならない。

● **地域との連携等について**（基準第３２条）

① 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、**地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。**

② 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その**提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。**

（基準解釈第５－１５）

（１）基準第３２条第１項は、**軽費老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。**

（２）同条第２項は、基準第２条第３項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

● **事故発生の防止及び発生時の対応について**（基準第33条）

① 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- **事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。**
- 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、**当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。**
- **事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。**

② 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、**速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。**

③ 軽費老人ホームは、前項の**事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。**

④ 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（基準解釈第５－１６）

（１）**事故発生の防止のための指針**

軽費老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。 ）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

（２）事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。

① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
② 介護職員その他の職員は、**介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。**
③ **事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。**
④ 事例の分析に当たっては、**介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。**
⑤ 報告された**事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。**
⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

（３）**事故発生の防止のための委員会**

軽費老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、**介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会**であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

（４）事故発生の防止のための職員に対する研修

介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。**

また、**研修の実施内容についても記録することが必要**である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

（５）損害賠償

軽費老人ホームは、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。

【よくある指導内容】
・事故が発生した場合の事故報告の体制が整備されていなかったため、速やかに整備すること。
・県への事故報告が行われていない事例があったので、必要に応じて行うこと。

● **利用者預り金・遺留金品について**

（基準第１８条　基準解釈第５条　Ｈ２６長第７１８号　老福法第１１条、第２７条）

（１）預り金
① 一律に利用者の所持金を自己管理が可能な者まで、預り金として管理していないこと。
② 利用者預り金規程を整備していること。
③ 預り金規程どおりに契約書（合意書）の締結等の事務処理を行っていること。
④ 預り金台帳を記帳･整備し、証憑書類等を適正に整理･保管していること。
⑤ 受払の状況は、適切に管理、検査されていること。
⑥ 特に、**金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。**

＜確認事項＞
・ 預り金は、入所者別の個人通帳になっていること。
・ 現金による預り金は､最小限にとどめていること。
・ 預り金台帳への記載は､受払のある都度記帳されていること。
・ **預り金台帳、現金、預貯金通帳、預り金等入金依頼書、出金依頼書、受領書の数値が､整合していること。**
・ 引き渡しに当たっては、入所者から受領印等を徴していること。
・ **複数の職員が立ち会って確認していること。**
・ 多額の預り金を長期に亘って預かっていないこと。

⑦ 預り金台帳と現金、預金通帳の突合検査等、預り金の管理状況は、施設長により定期的に検査されていること。
※**月１回程度が望ましいこと。**
⑧ **預り金の収支状況を、定期的に利用者・家族等に知らせていること。**
※規程どおりに適切に行っていること。
※少なくとも概ね４半期に１回は､報告していること。
※面会時にも保護者等に説明し、家族による突合確認を求めていること。

（２）遺留金品
① **身元引受人に対し、適正に精算していること**。
・ 領収書等を徴していること。
・ 寄付金扱いとなったものには､所定の書類が整っていること。
・ 退所（退去）者の金品等の処理について、その状況を遅滞なく記録していること。（日時、内容、面談、金品等、相手方等）
② 独断で寄付金扱いとしているものがないこと。
③ 市町村の措置者については、市町村の指示を得ていること。

● **職員の会議について**（基準２４条　基準解釈第５条　社福法第８９条）

① **職員会議は､定期的に及び必要な場合には随時に開催し､その内容を会議録に記録するとともに､重要な事項については職員等へ周知を図っているか。**
※施設の民主的で効率的な運営を確保し、職員の資質の向上と円滑な協働を推進して、入所者に対するサービスの向上を図る会議内容となっていること。
※会議録には､開催年月日、出席者名、議題、発言要旨、結論等が記録され､施設長の決裁があること。

● **職員の研修について**

（基準２４条　基準解釈第５条　基準条例第４条　条例実施要項第１６条　社福法第８９条　）

① **人権擁護推進員を任命していること。**

※施設の職員のうちから施設長等が任命する。他の職務と兼任することができる。

※**人権擁護に関する研修を年１回以上実施すること。**

② 年度ごとに研修計画を策定すること。

※**研修計画書の内容が、その年度の新たな課題への対応等も含めた職員の資質の向上を系統的・効果的に達成しようとするものになっていること。**

※**研修目的、受講対象者区分等により体系的に整理され、作成されていること。**

※人権研修が組み込まれていること。

③ 施設内研修が積極的に行われていること。

※**施設内研修は、研修目的、講師、実施方法、受講対象者等を明確にして、研修計画書にそって組織的に実施され、研修実施記録も整えられていつこと。**

※**人権尊重、高齢者虐待防止、プライバシー保護等の研修にも重点が置かれていること。**

※研修内容にあわせて、効率的に開催されていること。

④ 施設外研修への参加も積極的に行われていること。

※施設外研修は、その研修目的に応じて所要の職員を選定し、個々の研修の成果が施設全体にも広がるよう工夫していること。

※**参加職員に偏りがなく、研修内容に適した職員を人選し、復命書の作成、施設内研修等への還元等により、施設全体の資質の向上に役立てていること。**

【よくある指導内容】

・職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」及び「事故発生防止のための研修」の実施が確認できなった。年２回以上、定期的に実施すること。

● **職員の健康管理について**

（労働規則第４３条、第４４条　労働法第１０条、第１２条、第１３条、第１８条
腰痛指針）

① **職員の健康診断が適切に行われていること。**

※採用時の健康診断及び定期健康診断は、業務上の安全衛生の確保、疾病の早期発見のため、使用者の義務であること。

- **夜勤職員　６ヵ月に１回以上、その他の職員　１年に１回以上**
- **職員健康診断書（５年保存）で受診状況確認**

＜検査内容＞

ア　既往歴及び業務歴の調査
イ　自覚症状及び他覚症状の有無の検査
ウ　身長、体重、腹囲、視力及び聴力（１０００ヘルツ及び４０００ヘルツの音の聴力）の検査
エ　胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査
オ　血圧の測定
カ　血色素量及び赤血球数の検査（貧血検査）
キ　肝機能検査
ク　血中脂質検査
ケ　血糖検査
コ　尿検査
サ　心電図検査

※厚生労働大臣が定める基準に基づき、ウ、エ、カ～ケ、サは医師の判断で省略可。
特定業務（深夜業を含む業務）従事者は、配置換え及び６ヵ月以内毎に検査。
エは１年に１回、カ～ケまでとサは医師の判断で省略可。

② **常時５０人以上の施設については、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届出していること。**

※労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること。（月１回）

③ **腰痛に関する健康診断を６ヵ月以内毎に実施していること。**

※対象：介護・看護等の作業に常時従事する労働者
問診、自覚症状の有無の検査（左記の結果、医師が必要と認める者は脊柱の検査、神経学的検査、画像診断、運動機能テスト等）

【よくある指導内容】

・全職員に対して定期健康診断は年１回のみ実施していたが、介護及び看護業務に従事する職員の腰痛に関する健康診断については６ヶ月ごとに実施する必要があるため、該当職員については腰痛に関する健康診断を６ヶ月ごとに実施すること。

５．根拠法令等について

省略形態	根拠法令等
基準	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年５月９日厚生労働省令第１０７号
基準解釈	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成２０年５月３０日老発第０５３０００２号）
社福法	老人福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）
基準条例	和歌山県軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１０月５日条例第６１号）
条例実施要綱	和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱（平成２５年４月１日施行）
苦情解決指針通知	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成１２年６月７日障第４５２号・社援第１３５２号・老発第５１４号・児発第５７５号）
Ｈ２６長第７１８号	指定居宅サービス事業所及び老人福祉施等の適正な運営について（平成２７年２月１８日和歌山県長寿社会課通知長第７１８号）
Ｈ２２長第４４０号	介護保険事業者等の「事故発生の未然防止の徹底」及び「事故発生時における報告の取扱い」の周知徹底について（平成２２年９月２４日付和歌山県長寿社会課長通知長第４４０号）
Ｈ１５社援基発 0117001 号	社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の徹底について（平成１５年１月１７日社援基発０１１７００１号）
Ｈ１９老計発第 0920001 号	社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染症胃腸炎の発生・まん延対策について（平成１９年９月２０日老計発第０９２０００１号）
Ｈ２０厚労省	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順（厚労省平成２０年５月３０日改正）
Ｓ３８厚生省発衛第１号	社会福祉施設と保健所との連携について（昭和３８年１月１日厚生省発衛第１号）
Ｓ６２社施第３８号	保護施設等における調理業務の委託について（昭和６２年３月９日社援第３８号）
Ｈ９社援施第６５号	社会福祉施設における衛生管理について「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成９年３月３１日社援施第６５号）
Ｈ２０雇児総発・障発・老計発第 0307001 号	社会福祉施設等における職員の安全確保等について（平成２０年３月７日雇児総発・障発・老計発第 0307001 号）
Ｈ８社援施第１１７号	社会福祉施設等における保存食の保存期間について（平成８年７月２５日社援施第１１７号）
Ｈ１３老発第１５５号	「身体的拘束等ゼロ作戦」の推進について（平成１３年４月６日老発第１５５号）

職員確保指針	社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）
労働規則	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
労働法	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号
腰痛指針	職場における腰痛予防対策指針（平成２５年６月１８日）
消防法	
消防規則	消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）
Ｈ１９福第３７９号	社会福祉施設及び病院等の災害時要援護施設における防災対策について（平成１９年６月２０日福第３７９号）
県通知福第３７９号	社会福祉施設及び病院等の災害時要援護者施設における防災対策について（平成１９年６月２０日県通知福第３７９号）
Ｓ５５社施第５号	社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭和５５年１月１６日社施第５号）
特別措置法	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年７月２６日法律９２号）
Ｓ６２社施第１０７号	社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和６２年９月１８日社施第１０７号）
水防法	水防法（昭和２４年律第１９３号）
地域法	津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年１２月法律）
土砂防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成２７年１月１８日法律）
災害対策マニュアル	高齢者福祉施設における災害対応マニュアル作成の手引き（平成２２年３月和歌山県長寿社会課）
Ｈ２２長第６７２号	社会福祉施設等における家具等備品の転倒防止対策「室内対策」の取り組みについて（平成２２年１２月２２日和歌山県長寿社会課長通知長第６７２号）
Ｈ８社援施第１１６号	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成８年７月１９日社援施第１１６号）
老福法	老人福祉法（昭和３８年７月１１日法律１３３）